

鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例（昭和50年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ただし書中「クまで」を「コまで」に改め、同号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、市の区域内に設置されている介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、他の市町村が市の区域内に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、市が市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第1号イ及びウ、同項第3号並びに同項第4号の規定は、令和5年4月1日以後に入居又は入所した者について適用する。